

第2回真駒内地区新設義務教育学校検討委員会

議事次第

日 時年3月8日(金) 13:30～

場 所 札幌市立真駒内中学校 4階 多目的室

○配付資料

- ・資料1 真駒内地区新設義務教育学校検討委員会委員名簿
- ・資料2 真駒内地区新設義務教育学校検討委員会設置要綱
- ・資料3 コミュニティ・スクールの推進について
- ・資料4 住民説明会配付資料
- ・資料5 新設義務教育学校のイメージについて
- ・資料6 準備委員会設立に向けて・推進日程について
- ・資料7 開校までのロードマップについて

次 第

司会 札幌市立駒岡小学校長 岩村 鋭介

1 開会

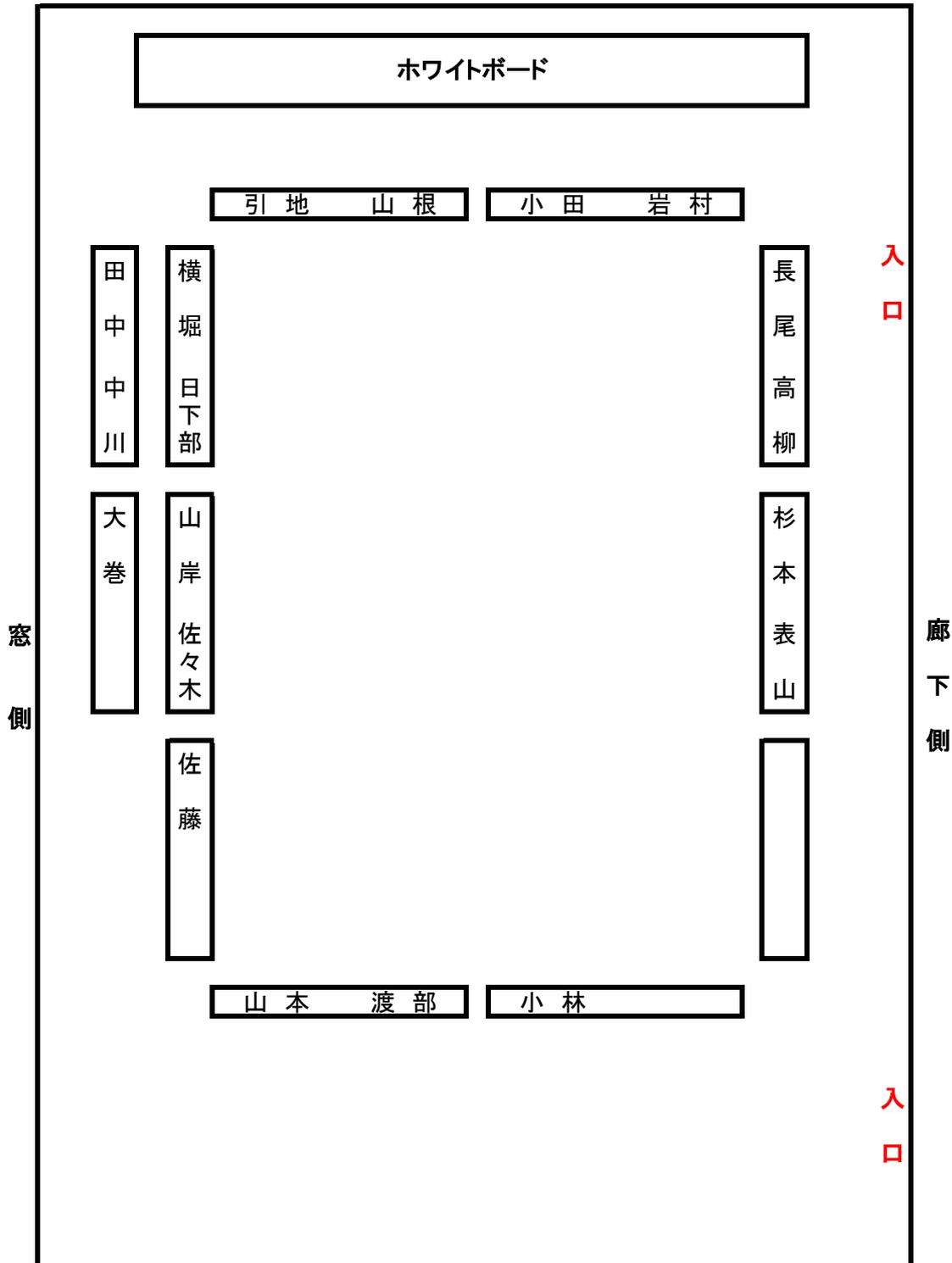
2 議事

- (1) 設置要綱について
- (2) コミュニティ・スクールの推進について
- (3) 真駒内地区新設義務教育学校のイメージについて
- (4) 準備委員会設立と推進日程について
- (5) 開校までのロードマップについて

3 閉会

真駒内地区新設義務教育学校検討協議会 座席表

■4階 多目的室



真駒内地区新設義務教育学校検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第 1 条 「真駒内地区新設義務教育学校」の開校に向けて、義務教育学校への改編に向けた検討を行う学校（以下「対象学校」という。）、地域住民及び PTA 等による、よりよい学校づくりに向けた意見交換等を目的として、真駒内地区新設義務教育学校検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第 2 条 委員会は保護者、地域住民、対象学校関係者等から構成する。

2 委員会に代表 1 名を置き、委員の互選により、これを定める。

3 代表は委員会を総括する。

4 代表が不在のときは、あらかじめ代表の指名する委員がその職務を代理する。

(議 事)

第 3 条 委員会は、第 5 条第 2 項に規定する事務局長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは代表の決すところによる。

4 事務局長は、必要に応じて対象学校の教職員を出席させることができる。

5 事務局長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聞くことができる。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、令和 5 年 12 月 13 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は札幌市立真駒内中学校に設置する。

2 事務局長は札幌市立真駒内中学校校長とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は令和5年12月13日から施行する。

コミュニティ・スクール(=学校運営協議会制度を導入した学校)の推進について

1 コミュニティ・スクール制度の経緯

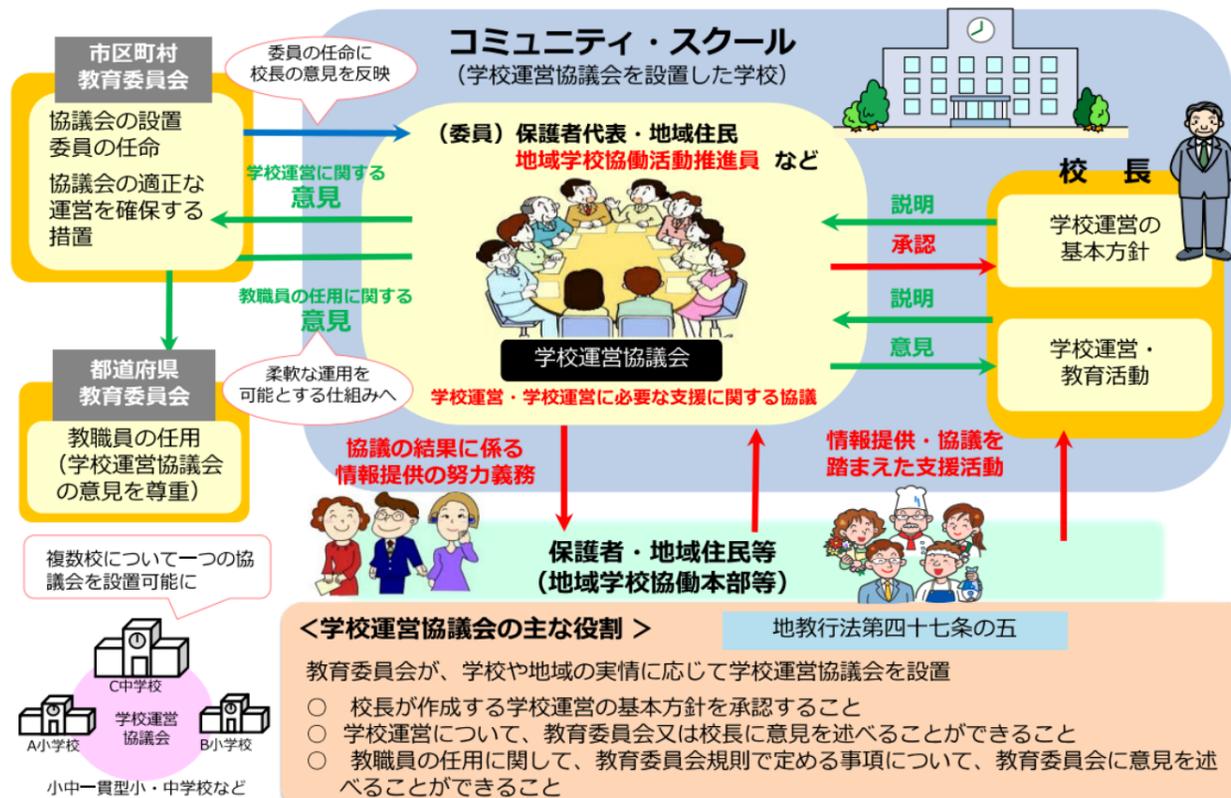
- ・先の見えない時代において、自らの人生を切り拓いていく力を身に着けるためには、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、社会に開かれた教育課程の実現に向けた取組が必要。
- ・また、いじめや不登校、児童虐待の増大、規範意識の低下、SNS等インターネット上の諸問題等、子どもを取り巻く課題も、一層複雑化・困難化・潜在化しており、学校においては、これらの課題への対応も求められている。
- ・こうした課題に対応するためには、学校だけでなく、家庭・地域が相互に連携協力することがこれまで以上に重要であるとの考えから、平成16年に地教行法^{*}の改正により、「コミュニティ・スクール」が制度化され、平成29年度からは設置について教育委員会の努力義務となっている。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

2 コミュニティ・スクールとは

(1) コミュニティ・スクールの制度概要

- ・コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を置く学校のこと。
- ・子どもたちや学校を取り巻く環境が複雑・多様化する中で、未来を担う子どもたちを育むためには「社会総掛かり」での対応が必要。
- ・コミュニティ・スクールは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくための仕組み。



(出典:文部科学省 HP)

(2) 全国の設置状況

- ・全国の自治体のうち 74.3%がコミュニティ・スクールを導入済み(R5.5 時点)
- ・また、政令指定都市 20 市のうち導入済みが 15 市となっている。
- ・平成 29 年4月の努力義務化以降大幅に導入自治体が増加している状況。

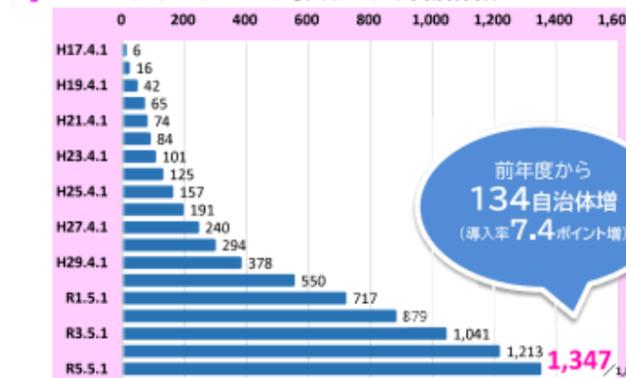
コミュニティ・スクールを導入している自治体数: **1,347自治体**

(38都道府県、15指定都市、1,277市区町村、17学校組合)

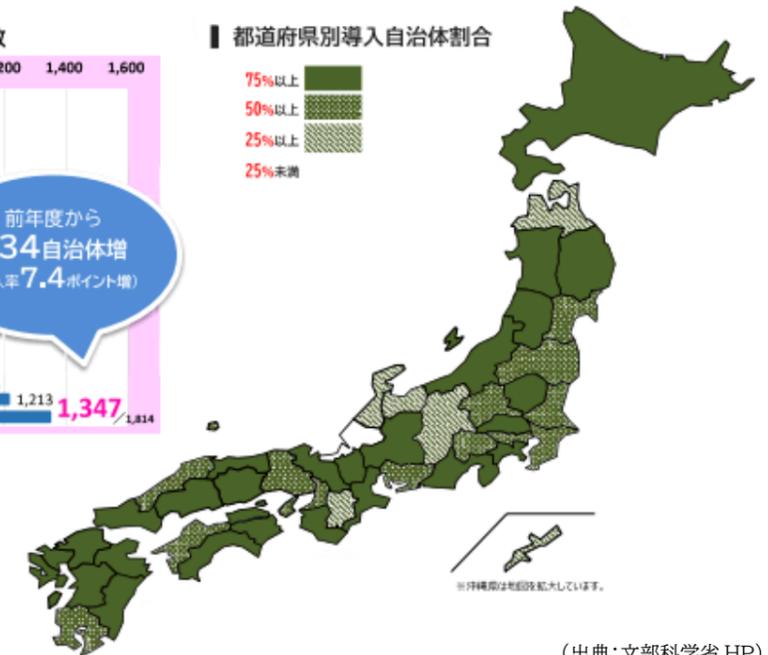
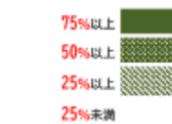
全国の自治体のうち、**74.3%**がコミュニティ・スクールを導入

※ 自治体とは、公立学校設置者のこと。

コミュニティ・スクールを導入している自治体数



都道府県別導入自治体割合



3 札幌市におけるコミュニティ・スクール推進方法

(1) 導入の目的

平成 29 年に地教行法が改正され、それまで各教育委員会が任意に設置するものとされていた学校運営協議会について、各教育委員会に対して努力義務が課された。

札幌市においては、令和2年2月に「札幌市小中一貫した教育基本方針」を策定し、令和 4 年度から「小中一貫した教育」を市内で全面的に実施しているが、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、本取組を土台として、令和6年度から順次、学校運営協議会を設置した「コミュニティ・スクール」の導入を推進していくことが適当であると判断した。コミュニティ・スクールの導入により、地域の方々の参画や地域の特色を生かした事業等を展開することで、地域全体で、将来を担う子どもたちを育成することとする。

コミュニティ・スクール(=学校運営協議会制度を導入した学校)の推進について

○ 導入のねらい①(文部科学省資料より作成)

子どもにとって

- 子どもたちの学びや体験活動が充実する
- 地域への愛着が生まれ、地域の担い手としての自覚が高まる
- 防犯・防災等の対策による安心・安全な生活

地域の方々にとって

- 地域の防犯・防災体制等が構築できる
- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感が生まれる
- 地域ネットワークの形成

保護者にとって

- 学校や地域に対する理解が深まる
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感が生まれる

教職員にとって

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営の実現
- 地域人材を活用した教育活動の充実
- 地域の協力により子どもと向き合う時間の確保できる

○ 導入のねらい②(小中一貫した教育の充実【子どもの学びの充実】)

札幌市においては、令和4年4月から小中一貫した教育を全市展開しており、以下の4つの視点を踏まえて推進することとしている。家庭や地域との関わりも他の視点同様、子どもたちの育成に当たって極めて重要であることから、当該取組の充実を目指すこととする。

札幌市の小中一貫した教育の目的

「自立した札幌人」の育成に向け、義務教育段階において、「知・徳・体の調和のとれた育ち」の一層の充実を図る
※ 既存の小中学校の教育を生かし、全ての市立小中学校で行う

札幌市の小中一貫した教育推進の視点

1

9年間を通した
子どもの学びの
つながり

2

子ども理解・
生徒指導の
連続性

3

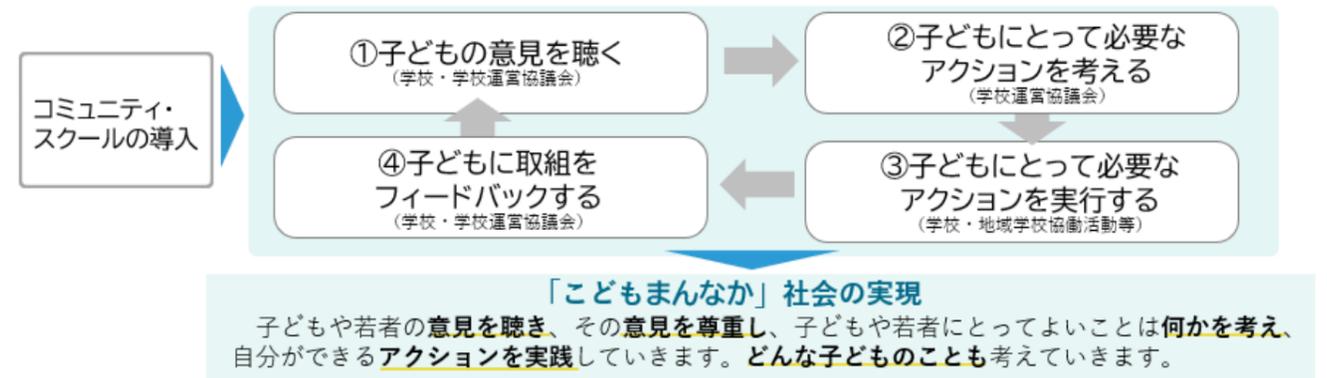
教職員の
連携・協働

4

家庭や地域
との関わり

○ 導入のねらい③(子どもの視点に立った学校運営)

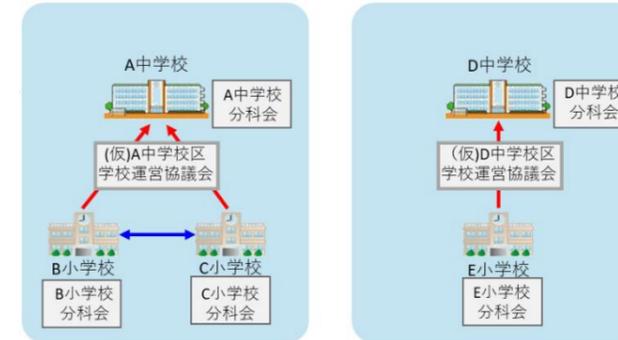
現在、札幌市では子どもが自分の思いや意見を発信する「さっぽろっ子自治的な活動」を推進し、日常生活や地域社会への参画意識や自己承認の高まりの気付きにつなげている。この取組を生かし、札幌市で推進するコミュニティ・スクールにおいては、地域・保護者だけでなく、子どもの意見についても学校運営に生かすことを目指すこととする。



(2) 札幌市におけるコミュニティ・スクールの仕組み

① 構成単位

札幌市小中一貫した教育のパートナー校単位で設置することを原則とする。



② 運営協議会の委員

- 運営協議会の委員は、以下の者から教育委員会が任命する。
校長(必須)、対象学校の保護者、地域住民、地域学校協働活動推進員(配置されている場合は必須)、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者
- 委員の人数は1中1小でパートナーを構成する場合、15名以内とする(パートナー校の数が1増えるごとに5人以内で加算可能)
- 人選は校長が行う
- 身分は法律の定めにより「特別職非常勤公務員」となる

③ 会議の想定回数

協議事項により会議回数は変わるので特に指定はしないが、年度当初の「学校運営の基本方針の了承」、年度末の「学校評価」が必須であることを考えると、年3~4回程度の実施が見込まれる。

④ 子どもの意見を反映させる仕組みとする

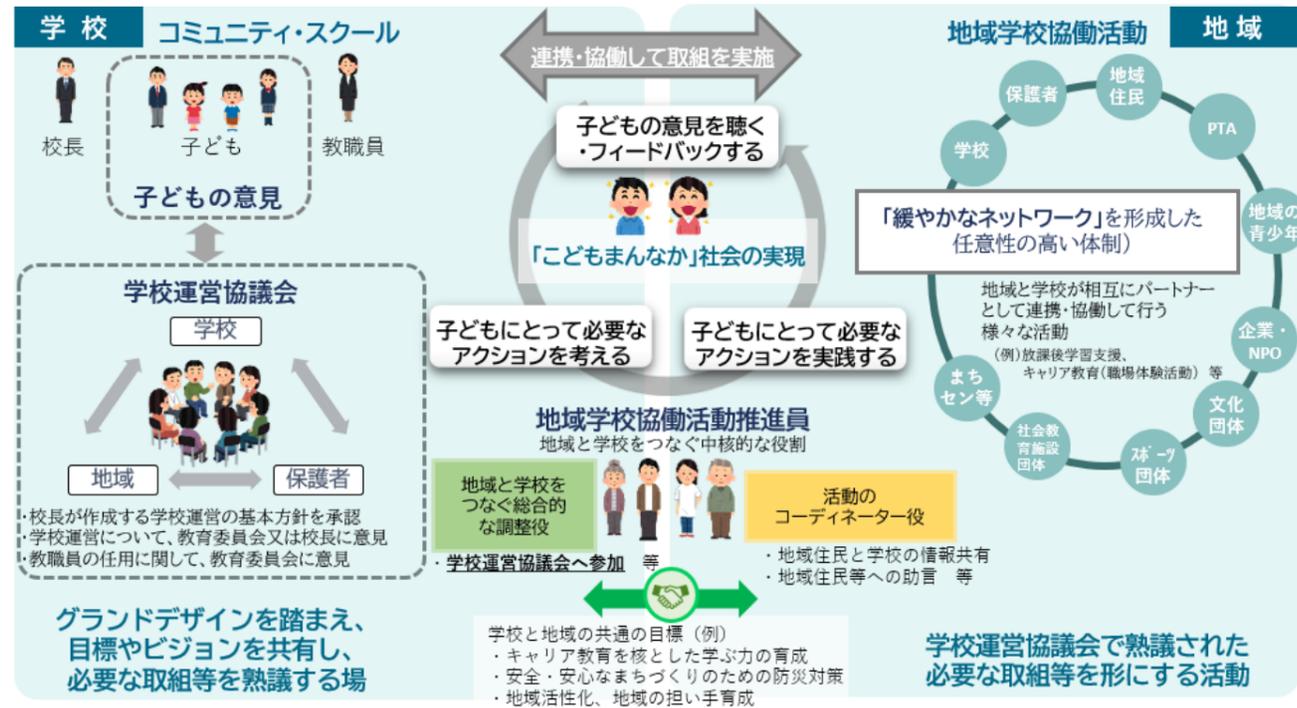
札幌市が目指すコミュニティ・スクールの特徴

- ① 「小中一貫した教育」の基本単位であるパートナー校ごとに学校運営協議会を設置する
- ② 子どもの声を学校運営に反映させる

コミュニティ・スクール(=学校運営協議会制度を導入した学校)の推進について

4 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進

・学校運営協議会と地域学校協働活動とが両輪となり、一体的な推進をする。そのプロセスにおいて、子どもが意見表明をし、学校や地域などの社会に影響力を行使することが実感できる体制整備を推進する。



6 推進スケジュール

- ・令和6年度から順次導入開始し、全 96 パートナー校区[※]でコミュニティ・スクールの導入に向け、必要な検討及び調整等を行う予定(令和 10 年度で導入完了を想定)。
 - ・小・中学校以外のすべての学校種においても欠かせない仕組みとされており、学校(園)の特性に応じて順次、導入を検討していく予定。
 - ・特別支援学校・高校では、校区が広域であるため、「地域」をより柔軟にとらえ、立地上の地域だけではなく、それぞれの学校の教育目標や内容に関わる地域の双方を生かした連携、幼稚園は小中との連携など、学校(園)種の特性に応じた導入を検討。
- ※ 市内 96 中学校区を基本に、その中学校に進学する小学校と中学校からなる一つのまとまり(札幌市小中一貫した教育基本方針)

5 地域学校協働活動について

- ・地域学校協働活動は、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、個人等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との取組が地域づくりの一助となることを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。
- ・札幌市では、地域と共に培ってきた「サッポロサタデースクール事業」の取組を基盤に、令和5年度より「地域学校協働活動推進事業」の実施を進めていく。

○地域学校協働活動の主な取組 (サッポロサタデースクール事業)

<p>地域人材による放課後の学習支援 (学校図書館地域開放事業)</p>	<p>地域人材が講師の職業体験学習 理容・美容師体験</p>	<p>地域人材が講師のキャリア教育 (中学校の授業で実施)</p>	<p>参観懇談の時間を活用した地域交流 (その他: スクールガード)</p>
<p>開放可書(地域人材)の運営によるセレモニー</p>	<p>地域人材による中休みの読み聞かせ</p>	<p>地域人材による大型絵本の読み聞かせ</p>	<p>(文部科学省HPより抜粋)</p>

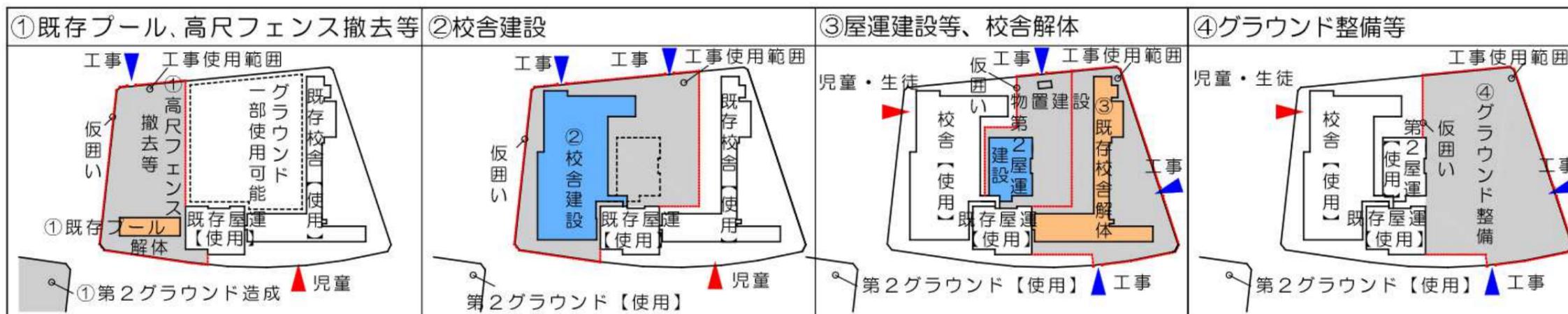
■ 4 配置及び平面計画の概要

- (1) 建設位置と階数
 - 既存の校舎を避けた現在のグラウンドに新校舎を建設します。
 - 校舎は、都市計画や周辺環境に配慮し、3階建てとします。
- (2) 安全性と高低差への配慮
 - 外周道路に高低差がある為に歩道との高低差が少ない南西側に昇降口を配置します。
 - 児童会館は学校昇降口に近接して配置し、車両アクセスが必要な給食室も道路との高低差が少ない西側に配置します。
 - 児童生徒は、給食サービス車と一般車を避けて南西側から出入りできるように、昇降口は南西向きとし歩車分離を図ります。
- (3) 学習環境
 - 普通教室・特別支援学習室は、日当たりの良い南東、南西側に配置します。
 - グラウンドを整形で、面積をできる限り広く確保できるように、校舎や第2屋内運動場を配置します。
 - 第2屋内運動場は、既存との一体利用や地域開放をしやすいよう既存屋内運動場の近くに配置します。
- (4) 周辺環境への日影の配慮
 - 校舎を南側に建てることにより、北側の住宅地への影響を最小限とします。
- (5) 校舎建替計画
 - 最初に既存プール等を解体した上で既存校舎を使用しながら新校舎を建設し、既存校舎の解体後にグラウンドを整備します。

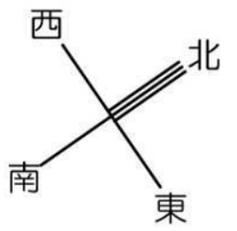
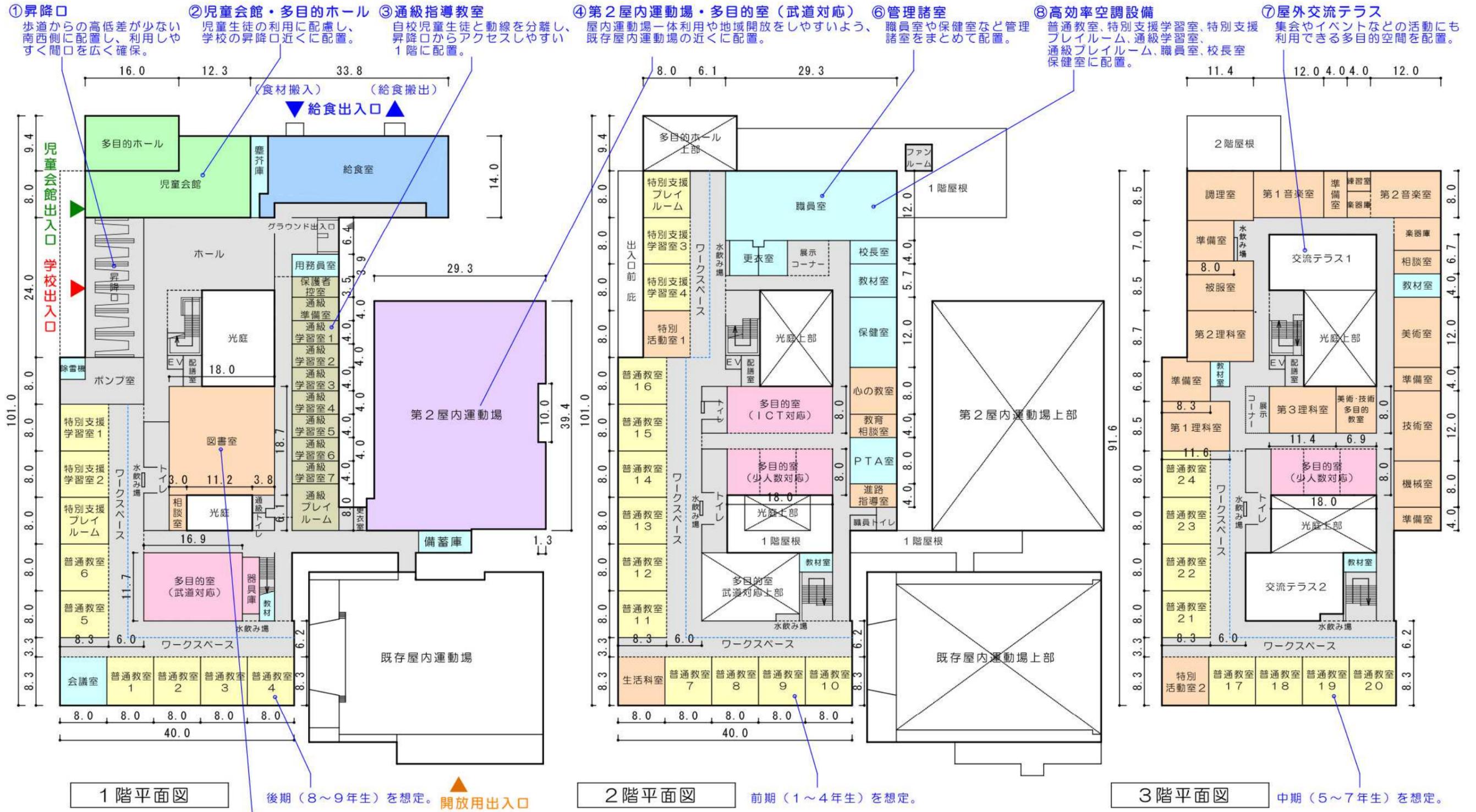
■ 5 配置計画案



■ 6 校舎建替計画



■ 7 各階平面計画案



⑤図書室
前期・後期課程の蔵書数や利用人数を想定した面積を確保し、児童会館利用や地域開放を考慮し配置。

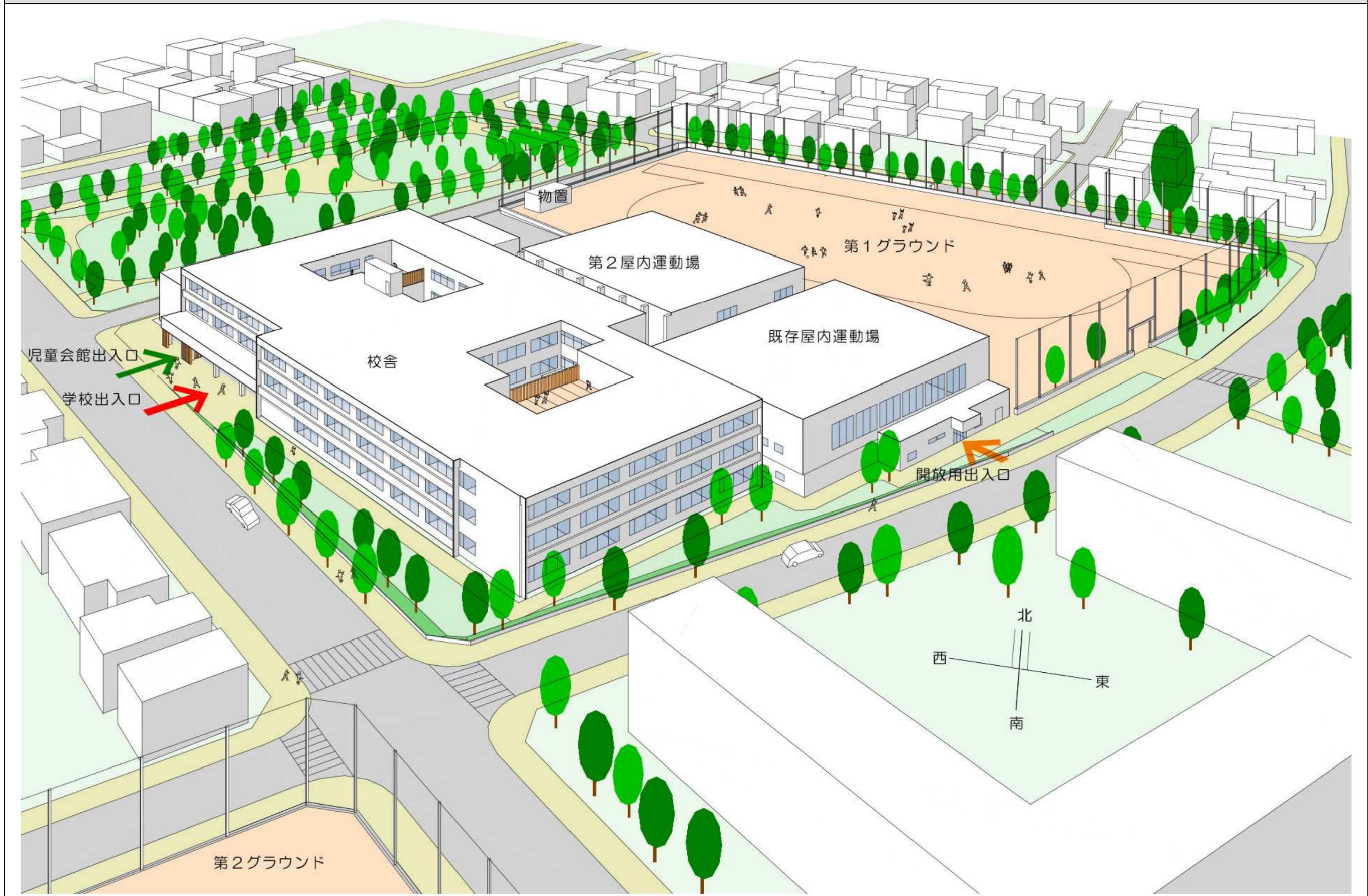
凡例
(例) 8.0Mを示す

共通事項

- 普通教室の階構成
前期4年、中期3年、後期2年の指導区分に対応できるよう配置。
- 普通教室・特別支援学習室
日当たりの良い南東、南西側へ配置。
- ワークスペース
通行エリアを確保し、ゆとりある空間とする。
- 多目的教室
異学年交流が図りやすくなるよう、各階の中央部に配置。
- 光庭
自然通風を利用した夏期の暑さ対策と採光を確保。
- 高効率空調設備
普通教室や特別支援学習室などの主要教室や管理諸室の一部に配置。

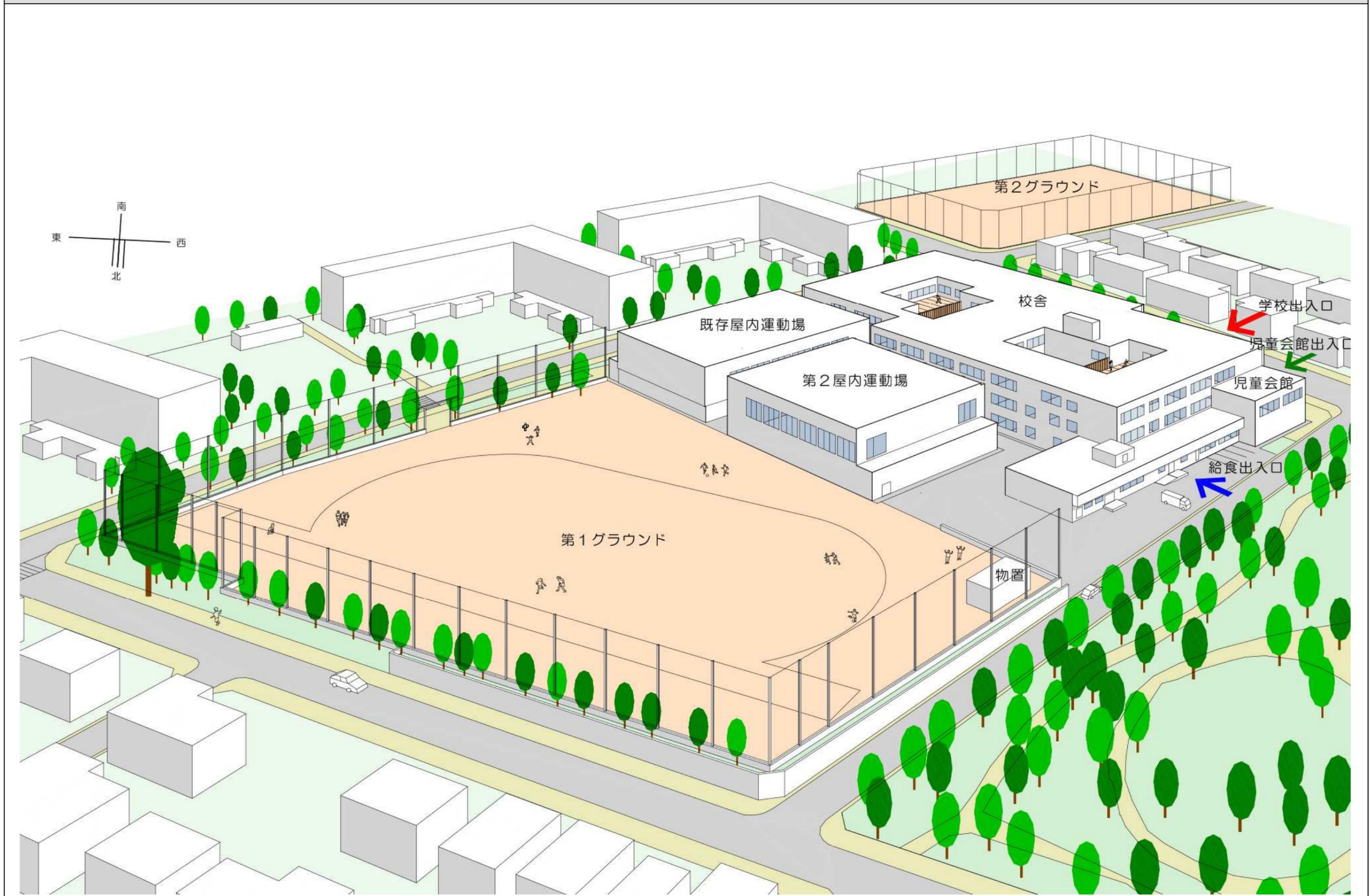
※ 平面プランは今後の諸条件により変更される可能性があります。

■ 8-1 イメージパース（南側上空より）



※ 建物形状や配置、植樹は今後の諸条件により変更される可能性があります。

■8-2 イメージパース（北側上空より）



※ 建物形状や配置、植樹は今後の諸条件により変更される可能性があります。

～つながりを生かした(仮称)～ 真駒内地区義務教育学校づくり(素案)



義務教育学校のメリット

- 児童生徒一人一人を一つの学校として9年間を通して見守り、育むため、これまで以上にきめ細かな子どもの育ちの支援が期待できる。
- 児童生徒の幅広い異学年交流を日常的に行うことができるため、学習や人間関係の幅の広がりが期待できる。
- 一つの学校になることから、家庭や地域の方々が9年間を通して安心して学校に関わることができるとともに、学校、家庭、地域の連携・協働や信頼関係をより深めることができる。
- 校舎が一体であることから、日常的に小中教職員が協働し、教育活動に取り組みやすい。



学校づくりのイメージ

郷土愛・子ども愛
豊かな自然

真駒内の学校として…

- 落ち着いた居住環境。郷土愛が深い。
- 保護者の教育への関心が高い。
- 地下鉄沿線にありながら、豊かな自然が残されている。

テーマ例：つながりを生かした学校づくり

<具体的な取組例>

○地域とのつながり

子どもたちをど真ん中にしたコミュニティスクールを育てます。地域の願いと学校、保護者の願いを提案し合いながら、真駒内の子どもたちを育てます。また、豊かな自然を生かすなど、地域と一体となった学習を実施します。

○9年間の学びのつながり

9年間を見通したカリキュラムをつくり、学ぶ力を育成します。

○児童と生徒のつながり

「あこがれ」や「思いやり」でつながる異年齢交流活動を行い、豊かな人間性を育てます。

○教職員同士のつながり

大きな職員室からの発信：小中の文化のよさを融合させ、協働的な学校運営を推進します。

地域の皆さんと
熟議しながら

義務教育学校
検討委員会

先進事例
を通して

令和5年度第2回義務教育学校検討委員会資料

R6.3.8

1 令和6年度の準備委員会について（構想）

- (1) 検討部会を設置し、必要な業務の検討・整理を行う。
- (2) 小学校、中学校、保護者、地域、検討委員会等、それぞれの役割分担を行う。
- (3) 組織

部会(係)		構成員(小中)	検討内容(概要)
教育課程編成部会	学校経営	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 校章 校訓 校歌 ・学校教育目標 ・経営方針 ・経営の重点 ・学校経営グランドデザイン
	教務研修	主幹教諭 教務担当者 研修担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・教務関係（年間行事予定、日課、時間割 教科指導計画、評価評定、テスト、学道総、進路指導、儀式、旅行的行事） ・研修関係（研修テーマ、研修推進計画、真駒内スタイル） ・ICT関係
	生徒支援	指導担当者 保体担当者 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・校内外の生活のきまり ・登下校指導 ・児童生徒会(委員会、集会活動等) ・体育、部活動(体育的行事等) ・保健給食指導(保健指導、清掃指導、食指導等) ・危機管理 ・特別支援教育 通級指導教室 ・標準服
施設設備部	学校事務職員 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・一般備品（備品確認、台帳整理） ・図書（台帳整理、移動計画） ・職員PC関係 ・文書管理 	
PTA部会	教頭 PTA担当者 PTA役員	<ul style="list-style-type: none"> ・役員構成 ・専門部会 ・事業、規約、PTA総会 	
CS検討部会	校長 検討委員会 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員構成 ・目的、推進方法 ・具体的取組、年間計画 	

2 令和6年度 義務教育学校設立推進日程

○義務教育学校検討委員会

○教育課程部会（校長、教頭、主幹教諭、教務担当、研修担当、指導担当、保体担当、養護教諭）

4月	5月			6月			7月			8月			9月			
・検討委員会 																・検討委員会 
 ・義務教育学校準備委員会（各部会）																

10月	11月			12月			1月			2月			3月				
							・検討委員会 							検討委員会			・第1回学校運営協議会 
 ・義務教育学校準備委員会（各部会）																	

【真駒内地区義務教育学校設立ロードマップ(3月段階仮案)】

2024/3/13 9:55 印刷

教育課程編成部会	令和6年度												令和7年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
部会立案事項	上旬 中旬 下旬																										
学校教育目標						提示	意見集約・検討		決定																		
経営方針																											
経営の重点																											
グランドデザイン	意見集約・検討																										
校務組織						提示	意見集約・検討		決定			校内人事										提示	意見集約・検討		決定		
校務分掌業務内容												校内人事													校内人事		
学校名	原案作成・提案																										
校訓	意見集約・協議																										
校章	意見集約・協議																										
校歌																											
日課・時程						提案	意見集約・検討		協議 修正案	各学校検討		決定															
年間行事予定																											
時間割																											
教科指導計画			提案	意見集約・検討																							
評価・評定																											
儀式的行事						提案	意見集約・検討		協議	各学校検討		協議 仮決	各学校検討														
旅行的行事						提案	意見集約・検討		協議	各学校検討		協議 仮決	各学校検討														
諸子スト(検査)																											
進路指導・キャリア教育																											
総合的な学習の時間																											
道徳教育																											
特別活動																											
研究テーマ																											
研究推進計画																											
学習のきまり																											
読書																											
ICT教育																											
家庭訪問・参観日																											
学ぶ力育成プログラム																											
教務部経営計画																											
校内外の生活のきまり						提案	意見集約・検討		協議 修正案	各学校検討		決定															
標準服			提案	意見集約・検討																							
ジャージ・Tシャツ・ハーフパンツ																											
登下校指導																											
交通安全指導																											
防災指導																											
児童生徒会規約						提案	意見集約・検討		協議 修正案	各学校検討		仮決															
児童生徒会行事																											
学習発表会・学校祭・合唱																											
業会活動																											
体育的行事																											
部活動																											
スキー・水泳																											
健やかな体育プログラム																											
安全指導計画																											
保健指導計画																											
食指導計画																											
生徒会・児童会計画																											
指導部経営計画																											
特別支援教育																											
通級指導教室																											
特別支援指導計画																											

経営計画全体会議

【真駒内地区義務教育学校設立ロードマップ】

2024/3/13 9:55 印刷

施設設備部	令和6年度												令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
部会立案事項	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
備品確認																								
備品台帳整理																								
備品移動配置計画																								
図書台帳整備																								
図書移動計画																								
ICT機器台帳整備																								
ICT機器移動計画																								
保存文書整理																								
新規購入備品 (含む職印銀行印等)																								
事務部経営計画																								
学校諸費																								

PTA部	令和6年度												令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
部会立案事項	総会												総会											
組織構成																								
役員構成																								
PTA規約																								
会費																								
総会																								
PTA活動内容																								
閉校記念事業																								

CS検討部	令和6年度												令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
部会立案事項	検討会					検討会					検討会													
組織構成																								
役員構成																								
学校運営協議会規約策定																								
年間活動計画																								

第一回義務教育学校
決定事項の確認

